

公益信託認可ガイドライン案・主な修正点（第10回施行準備研究会）

項番	項目	修正内容
1	＜第1章第1節第1＞公益信託の定義を明確化（p.3）	ガイドライン上の「公益信託」を「公益信託に関する法律」（令和6年法律第30号）に定める「公益信託」と明確化。
2	＜第1章第1節第3＞ 軽量の公益信託について（p.5）	軽量の公益信託の定義・考え方や取扱い等を記載。
3	＜第1章第1節第3＞ 三分の一基準について（p.6）	「三分の一基準」「三分のルール」の混在を「三分の一基準」に統一。
4	＜第1章第1節第3＞ 公益信託のガバナンスについて（p.8）	「公益信託のガバナンス」の考え方を記載。
5	＜第1章第5節＞ 行政手続法及び行政不服審査法との関係（p.15）	冒頭、行政手続法の説明がある箇所について、これに対応する行政不服審査法の記載が存在しなかったため追記。

6	＜第2章第1節第2＞公益信託事務について（p. 22）	公益信託事務の第三者への委託に係る例外事由の具体的な内容を記載。
7	＜第2章第2節第2＞「付随的事務」について（p. 26）	「付随的事務」を付随的に、小さな規模で行う公益事務と定義し、以後に同様の文意にて使用。
8	＜第2章第1節第2＞「規程」について（p. 28）	「規程」について受託者内部の定めやルールと明確化。
9	＜第2章第1節第2＞記入要領について（p. 30）	公益事務の種類及び内容（イメージ）の具体的な内容を記載。
10	＜第3章第1節第2、1＞「固有財産」について（p. 49）	「固有財産」の定義を記載。
11	＜第3章第1節第2、1(3)＞ 「計算書類の作成」について （p. 56）	公益信託の「計算書類」の作成権限、手順について分かり易さの観点から再整理。
12	＜第3章第1節第2、2(1)＞ 「利益相反行為等」について （p. 60）	「コンプライアンスの確保」に利益相反行為等への対応を含む旨の記載。
13	＜第3章第1節第2、2(1)＞	受託者の「重要な意思決定」の規定の背景を記載。

	「重要な意思決定」について (p. 60)	
14	＜第３章第１節第５の３＞特別の利益 (p. 74)	特別の利益を与えた場合の受託者の責任に関する注記を記載。
15	＜第３章第１節第１０の２ (１) イ(ア)＞公益信託報酬 (p. 80)	公益信託設定時の信託報酬について、信託財産からの受領に加え、委託者から受領することが可能な旨を記載。
16	＜第３章第１節第１３＞特定資産公益信託 (p. 84)	特定資産公益信託の場合、認可申請書でその旨記載する必要があることを明記。
17	＜第３章第２節＞欠格事由 (p. 87)	行政庁の任意的取消事由に係る説明文を分かり易さの観点から修正。
18	＜第４章第１節第１、４＞「相対的記載事項」について (p. 96)	信託行為に記載する「相対的記載事項」の説明に例示を記載。
19	＜第４章第１節第１、４＞「任意的記載事項」について (p. 99)	信託行為に記載する「任意的記載事項」の説明文に具体的内容を記載。

20	＜第４章第１節第２、５＞「委託者」について（p. 107）	信託行為に記載する「委託者」について説明しているコラム部分を再整理。
21	＜第４章第１節第２、７＞「公益事務を行う区域」について（p. 109）	信託行為に記載する公益事務を行う区域について分かり易さの観点から再整理。
22	＜第４章第１節第２、９（１）＞「信託財産の受入れ」について（p. 112）	信託行為に記載がない財産を委託者が追加信託する際の手続きを明確化。
23	＜第４章第１節第２、９（４）＞「信託財産の運用」について（p. 114）	信託行為で定めた運用方針に従った結果、損失が生じた場合の受託者の責任についての考え方を記載。
24	＜第４章第１節第２、９（４）＞「信託財産の運用」について（p. 115）	「運用」と「収益事業」を峻別する際の運用対象について実務的観点から再整理。
25	＜第４章第１節第２、９（５）＞「信託財産の支出」について（p. 117）	信託法 48 条に定める費用償還に係る「信託財産の支出」について分かり易さの観点から再整理。

26	＜第４章第１節第２、１０＞「受託者の職務」について (p. 118)	受託者の本業と公益事務が近接する場合の「競合行為」に係る留意点を記載。
27	＜第４章第１節第２、１３＞「信託事務年度」について (p. 124)	信託行為に記載する「信託事務年度」について分かり易さの観点から再整理。
28	＜第４章第１節第２、１４＞「公益信託の存続期間」について (p. 125)	信託目的の達成、不達成の具体的な例を記載。
29	＜第４章第１節第２、１５＞「受託者が二人以上」について (p. 125)	複数の受託者が存する場合の「合有」の考え方について記載。
30	＜第４章第１節第２、１７＞「合議制機関」について (p. 128)	合議制機関と受託者の「技術的能力」の関係を分かり易さの観点から再整理。
31	＜第４章第１節第２、１７＞「合議制機関」について (p. 130)	受託者、信託管理人が合議制機関の構成員になることを想定していない旨を記載。
32	＜第４章第１節第２、１８＞「利益相反行為等」について	読替信託法第 31 条第 2 項第 4 号の概要について記載。

	(p. 131)	
33	＜第４章第１節第２ 20＞租特 40 条の適用を受ける場合の対 応について (p. 133-134)	関係機関と調整済の具体的内容を記載。
34	＜第４章第２節第２＞「任意団 体」の扱いについて (p. 138)	民法上の「権利能力なき社団」を前提としたうえで、「団体」の要件を充足する場合の取扱い) の⑦及び ⑧について分別管理義務の観点から変更。
35	＜第４章第２節第２の２（６） イ＞公益信託認可の申請（信託 管理人となるべき者が就任を承 諾したことを証する書類） (p. 142)	信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類の具体例を記載。
36	＜第４章第２節第２の２（６） ウ＞公益信託認可の申請（別表 A、B 及び C）(p. 142)	財務規律関係の書類である別表 A、B 及び C について、特定資産公益信託の場合は添付不要である旨を記 載。
37	＜第４章第２節第３の１＞公益 信託の変更等の認可（公益事務 を行う区域の変更）(p. 146)	「一の都道府県の区域内から他の一の都道府県の区域内に変更するもの」を記載。

38	＜第４章第２節第３の３＞公益信託の変更等の認可（信託行為に定めなければならない事項の変更）（p. 146）	委託者の変更について記載。
39	＜第４章第２節第４の６＞公益信託の変更の届出（p. 150）	公益信託法第１２条第１項ただし書に規定する軽微な信託の変更以外の変更等を記載。
40	＜第４章第２節第６＞公益信託の併合、分割（p. 151-154）	公益信託の併合、吸収信託分割、新規信託分割についての手続き等を記載。
41	＜第４章第２節第８＞公益信託の終了（p. 156）	公益信託の法定終了事由を記載。
42	＜第５章第１節第２の２（３）＞無償の役務の提供等に係る費用額（p. 179）	「役務の提供」の要件について、公益信託事務の実施に『不可欠である』から『必要である』に記載を修正。
43	＜第５章第１節第３の２（３）＞公益信託事務継続予備財産（予備財産額が限度額を超過しない）（p. 186）	公益信託事務継続予備財産が予備財産の限度額を超過しないことについて、（説明略）としていたところ、簡易的ではあるものの説明の記載を追加。

44	＜第５章第２節第１の２＞HP アドレスを記載した書類により 代替可能な事項（p. 195）	信託事務年度終了後作成する書類に記載する受託者に関する事項について、当該事項が記載された HP アドレスを示すことで代替可能とすることが出来る法令上の根拠を追記。
45	＜第５章第２節第１の２（５） オ＞（p. 199）	関連当事者との取引に関して、寄附その他の特別の利益を理由なく与えることは、金額の多少にかかわらず許されない旨を明記。
46	＜第５章第２節第１の２（５） 関連当事者との取引として記載 が必要な事項（p. 201）	表題を記載が不要な事項から記載が必要な事項へ変更。 本文の関連当事者の重要性の基準値の説明をフローとストックの場合に二区分し、かつストックに、参与からの要請である重要性の基準値の条件（金貸借取引、有形固定資産又は有価証券等の売買取引、債務保証・担保提供等に係る取引については、それぞれの残高が１００万円以下であっても、取引の発生総額が資産の１００万円を超える場合）を追加。
47	＜第５章第２節第１の３（３） ＞ 無償の役務提供に関する会計と 財務規律上の扱いについて （p. 210）	無償の役務提供について必要対価額の損益計算書への計上は公益信託において不可能であるところ、公益事務割合の算定（財務規律）上は可能であるという取扱いの差があることを注釈で明記。

48	<第5章第2節第1の3(4)> 貸借対照表の注記事項 (p. 214)	① 注記が必要な事項→②注記不要とする事項→③ガイドラインで記載を設けない事項→④財務規律に関する注記事項 という順番としていたところ、注記が必要なものを先に並べる観点から④を②の前に移動し、②及び③は記載を設けない科目であるため分かりやすさの観点から削除。
49	<第5章第2節第1の3(4)> ③> その他有価証券 (p. 217)	その他有価証券のうち市場価格があるものについては、評価差額がある場合の記載をした上で、「翌期首に洗い替える」ことを明記。
50	<第5章第2節第1の3(6)> (ア) 収支決算書 (p. 221)	収支決算書の定義を収支計算書との違いから現金主義的な損益計算書であることを詳細に記載、収支計算書特有の増減要因を追加し、収支計算書の(資金の範囲)の文言と説明文を削除、(収支決算書の区分)説明文修正。
51	<第5章第3節第2>寄附の募集に関する禁止行為 (p. 227)	公益信託規則第38条で寄附の募集に関する禁止行為の事例を示しているところ、認定規則では同様の規定が存在しないことから、公益信託規則第38条を設けた理由等について追記。
52	<第5章第2節第1の3(4)> 公益信託における計算書類のサンプル (p. 229)	ガイドラインに記載している通常の公益信託に係る計算書類に関する事項を、実際にサンプルとして書き起こし章末に追加。

53	＜第 5 章第 2 節第 1 の 3 （ 6 ）＞ 特定資産公益信託における計算書類・帳簿のサンプル (p. 242)	ガイドラインに記載している特定資産公益信託に係る計算書類及び帳簿に関する事項を、実際にサンプルとして書き起こし章末に追加。 ※なお、38 も 39 もサンプルであり、それぞれの場合に想定し難い事項まで網羅的に記載しているものではない。
54	＜第 6 章第 4 節第 3 ＞点検調査の実施方針 (p. 255)	立入検査の頻度の記載を明確化。
55	＜様式 1 ＞承諾書 (p. 284)	様式集の承諾書（委託者の承諾書）について、受託者及び信託管理人から不当な寄附の勧誘や要求が無かったことが分かるよう本文を修正。
56	＜様式 3 ＞表 A (p. 292-293)	様式集の信託概況報告等提出時の中期的収支均衡に関する表について必要事項を記載し、分量が増えたため A(1) 及び A(2) に分割。